令和８年度　福岡市一時預かり事業（一般型）
事業者の選考方法等について

１　選考方法

市が設置する「福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考に係る協議会」において、応募書類及び現地確認、事業者ヒアリング等をもとに、下記の審査基準により評価を行い、評価の点数及び協議会委員の意見等を踏まえ、事業者を決定する。

ただし、審査の結果、適切な事業者がいない場合は、該当なしとする。

２　書類の審査

応募書類に基づき資格要件を審査する。

３　現地確認

実施施設、保育の様子について、現地確認を行う。

（安心・安定度、夢中度、関係性、保育環境　など）

３　事業者ヒアリング

「福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考に係る協議会」において、事業者ヒアリングを行う。

４　評価（審査基準）

別紙「一時預かり事業補助対象事業者選考評価シート」により評価を行う。

（１）個別評価

次の項目について、個別評価を行う。

なお、点数及び評価の基準は、「特に優れている ５点」、「優れている ４点」、「標準 ３点」、「やや劣っている ２点」、「劣っている １点」とする。

① 一時預かり事業運営に対する明確な理念があること
② 事業運営を的確に遂行するために必要な能力が十分であること
③ 市民の正当かつ公平な利用の確保が可能であること
④ 子どもの権利等に配慮した事業運営が可能であること

（２）総合評価

補助対象事業者として適切であるかについて、総合評価を行う。

なお、点数及び評価の基準は、「概ね適切 10 点」「改善すべき項目がある ６点」、「不適切　０点」とする。

※評価点の合計 100 点満点中、60 点を最低選考基準とする。最低選考基準を満たさない場合は選考しない。

一時預かり事業　設置・運営団体選考の評価表

項目	配点
事業運営に対する理念	
応募した動機及び目的等	10
運営遂行能力	
預かり事業の実績	10
施設計画	10
事業実施計画	10
職員配置計画	10
安全対策	10
衛生管理	10
資金計画	10
市民の正当・公平な利用の確保	5
子どもの人権への配慮	5
総合評価	10
合計	100